

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)を2023年10月に導入することが決定された。また、2021年10月から課税事業者登録が始まられる。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくとも、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとすれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなる。町田市では、2019年度実績で2,453人が対象となる(全国シルバー人材センター事業協会統計)。しかし会員が受ける配分金は、全国平均で月8日から10日就業した場合、月額3万から5万円程度でしかない。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取りかかる状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、町田市議会は、国及び政府に対し、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2021年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。